

鹿大のチカラ

KAGOSHIMA UNIVERSITY

法科大学院

裁判員制度が始まって、もうすぐ1カ月。実際に開廷された裁判員裁判はまだないが、全国各地で手続きは進んでいる。鹿児島大学法科大学院で刑事訴訟法を専門とする中島宏准教授(41)に、考えを聞いた。

——そもそも裁判員制度の意義をどう考えるのか。

日本の裁判はお奉行様の時代から「えらい人」が担ってきた。裁判官なら間違いは犯さないという神話があった。そのため裁判への信用度も非常に高かった。それでも「1人の優れた人の判断よりも、複数の意見を正しいことにしよう」とかじを切ったのが裁判員制度だ。

裁判員制度を語る ①

中島宏准教授(41)

——制度導入はどの程度のインパクトなのか。

明治、大正、そして戦後と、刑事訴訟法は時代に合わせて姿を変えてきた。裁判員制度は後々「平成刑事訴訟法」と言われるくらいの決定的な節目になる。

——各種世論調査では制度への参加意識は高まっているとは言えない。

誰もやったことがないので、「私に務まるだろうか」くらいの感覚がむしろ健全。そういう不安に思っている人の意見こそが必要とされている。「自分こそ裁判員にふさわしい。死刑判決も任せる」と息巻いて裁判所に来るほうが不自然だ。裁判は被告人の人生を決めるもので、意義は重い。「気軽に来て下さい」と裁判所が広報するのも間違いだ。

——意識が高まらない理由の一つには、厳格な守秘義務規定がある。

裁判員自身を守るため、ある程度の守秘義務は当然あるべき

被害者参加 共存に工夫を



「裁判員制度は決定的な節目になる」と語る中島准教授＝鹿児島大

だ。だが裁判員の顔も出せない、感想も言えないでは問題がある。裁判員の経験は社会で共有すべきで、制度への不信感の解消にもつながる。それを語るには裁判員を経験した人だけの権利確立運動に、検察が寄り添ったことから始まった。こ

れまで法廷では蚊帳の外だった被害者の権利が制度によって尊重された。だが悪く言ってしまうと、被害者のガス抜き制度とも言える。

——裁判員制度と被害者参加制度が組み合わさることによる影響をどう見るか。

そもそも裁判員制度は被害者参加制度を想定していなかった。事実認定と量刑が分断されていない裁判員裁判では、裁判員が被害者の言葉をそのまま「事実」と受け止めることで冤罪が生まれる可能性もある。また、裁判員が感情的になり、量刑が重くなることも考えられる。法廷での被害者の言葉が量刑に反映されても問題があるし、逆に量刑に影響がなければ被害者は無力感に襲われる。

一方で、被害者が参加することで証拠収集能力で組織的な検察に劣る被告人の権利は侵害されないのか。両制度が共存するには工夫が必要。今後どう機能するのかを監視する必要がある。